

# 28PA-pm250S

サリドマイド被害者の補償の比較検討（第2報）：ドイツ、日本を事例に  
○市村 太秀<sup>1</sup>, 堀内 正子<sup>1</sup>, 串田 一樹<sup>1</sup>（昭和薬大）

【目的】昨年、日本、カナダ、英国のサリドマイド被害者に対する補償及び福利厚生の内容を比較検討し報告した。今年、サリドマイド薬害の発端となったグリュエネンタール社の本部があるドイツの補償等について報告する。被害発生から50年後の2012年8月31日、会社は初めて被害者に対して謝罪し、同時に補償額を大幅に増額した。現在、補償及び福利厚生がどのように行われているのかについて明らかにし、今後日本に必要な施策とは何か、また将来の薬剤師そして一人の人間として被害者にどのようなことができるのかについて提言する。【方法】公益財団法人いしずえ、Contergannetzwerk Deutschland eV等のHP上の情報及び当時日本国内で発刊された法曹向け情報誌を基に調査を行った。【結果】The Federal Association of Thalidomide Victimsによると2016年現在、2700人のサリドマイド被害者がドイツ国内で生存している。経済面について日本は1人あたり総額1500～2000万円を60年に渡って分割支給し、ドイツは障害の重症度に応じて月額最大7000ユーロ（日本円：約94万円）の年金を支給している。非経済的支援については、日本は補装具や健康に関する相談、自操型福祉車両の普及活動、他国の被害者との交流、薬害防止教育や広報活動。ドイツはサリドマイドに関する情報の供給、被害者同士の会議、医療の提供、旅行や、クリスマスパーティー、スポーツ大会等の文化的イベントの実施、勉強会の開催、総会の実施等。【考察】ドイツは日本と比較し、多額の年金を被害者に支給し、生活支援を行っており、また、各種交流イベントを多数実施していることがわかった。サリドマイド事件の被害はまだ継続中で、高齢化による二次障害等被害の拡大も懸念されている。日本においても、より一層手厚い経済・医療等の支援が望まれる。